

平田村告示第7号

地方自治法第199条第2項に基づく行政監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

令和8年4月15日

平田村監査委員 國 井 金 伍



平田村監査委員 根 本 定 雄



行政監査の結果に関する報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査を実施した。

2 監査の目的

一般行政事務で課等の組織、職員の配置等が適正かつ効率的に行われているかを主眼として実施した。

3 監査の期間

令和8年4月15日

4 監査の対象

総務課

5 監査の範囲

職員個々の能力に合った最も力の発揮できる部署への人員配置を行い、時間とコストをかけて取得した専門的知識が異動によって無駄にならないよう配置されているかについて実施した。

6 監査の方法

提出された関係資料をもとに人事配置、職員研修等について総務課長及び担当職員から説明を受け、質疑応答方式により実施した。

7 監査の結果

監査の結果は、適正に配置されていると認められた。